平成２１年（フ）第２７６８号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目10番２―807号
破産者　猿渡　広司
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５５５号
横浜市旭区笹野台１丁目３番８号
破産者　横山　広道
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０８号
川崎市中原区下沼部1885番地コーポジョイス105
破産者　鶴見　幸士
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
川崎市高津区末長261番地20
破産者　高橋　重信
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
新潟市江南区曽野木１丁目３番２―2015号、前住所新潟市南区大通南２丁目93番地
破産者　田　　溶順
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５６号
金沢市鳴和１丁目７番７号　サンライズハイツ２Ｄ号、住民票上の住所金沢市山の上町40番10号
破産者　坂蓋　　宏
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６７号
長野市柳町48―４グランドメゾン長野402号、開始決定時の住所長野市大字長野西町550番ロ号，551番合併地
破産者　渡辺　　誠
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
静岡県富士宮市源道寺町1120番地、前住所静岡県富士宮市西小泉町34番地の３
破産者　大内　勝紘
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１６７号
静岡県富士宮市源道寺町1120番地、前住所静岡県富士宮市西小泉町34番地の３
破産者　大内みさ子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１０１０号
愛知県海部郡七宝町大字安松２丁目116番地
破産者　水野　幸雄
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１５４号
愛知県海部郡大治町大字西條字松下104番地の１、住民票上の住所名古屋市中川区万場３丁目1502番地
破産者　徳田　　豊
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１５５号
愛知県海部郡大治町大字西條字松下104番地の１、住民票上の住所名古屋市中川区万場３丁目1502番地
破産者　徳田三枝子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２４２号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字西前6008番地５
破産者　齋藤　宏光
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４１５号
名古屋市昭和区高峯町73番地の１　ライフヴィラ八事高峯壱番館203号、開始決定時の住所名古屋市昭和区高峯町109番地の１
破産者　大矢　宣治
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５０号
愛知県瀬戸市原山台８丁目125番地
破産者　掛越　誠司
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１１号
愛知県名古屋市熱田区伝馬２丁目28―２　メゾン伝馬４Ｂ、住民票上の住所堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁21番６号
破産者　中村　忠雄
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１２５号
堺市南区庭代台３丁13番　庭代台Ｂ７棟５階410号室、住民票上の住所堺市西区菱木４丁2908番地10
破産者　フォレストフーズこと　岩尾　幸一
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３５７号
堺市南区高倉台２丁34番５号
破産者　武田美智子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係